

W T O改革に関するダボス閣僚会合（仮訳）

我々、志を同じくする世界貿易機関（W T O）加盟国から成るグループを代表する閣僚及び首席代表は、1月24日、ジム・カー・カナダ国際貿易多様化大臣閣下を議長としてダボスにおいて会合し、国際的な貿易を促進するという重要な役割をW T Oが引き続き果たすことを可能とするため、W T Oを強化し、及び現代化するための方策についての議論を引き続き行った。

我々は、2018年10月24日及び25日にオタワで会合した際に示したとおり、多角的貿易体制が直面する前例のない課題に対処し、また、多角的貿易体制に対する信頼を回復するため、迅速で一致した行動への共通の決意を共有する。我々は、紛争解決制度の保全及び強化、W T Oの交渉機能の再活性化並びにW T Oの監視・透明性機能の強化のための行動の必要性を特定した。我々はまた、どのようにすれば開発に関する側面（特別のかつ異なる待遇を含む。）がルール形成に向けた努力において最も良く追求され得るかについて検討する必要があるということにも一致した。

我々は、これらの課題が前回の会合以降一層緊急を要するものとなっていることを懸念する。我々は、貿易制限的な措置が昨年来急激に増加していることを懸念し、全ての加盟国に対し自制を奨励する。W T O改革の必要性に関するG 20の首脳による最近の声明を踏まえ、W T Oの機能を改善するためのこれらの首脳の代表による建設的な関与に期待し、また、日本が議長国である6月のG 20首脳・閣僚会合に先立つ著しい進展を期待する。

全ての加盟国は、W T Oの紛争解決制度を維持する義務を負う。この文脈において、我々は、我々の中の幾つかの加盟国からの最近の提案に言及するとともに、十分に機能する上級委員会を遅滞なく回復することを目的とした解決志向の議論を行うために一般理事会議長によって開始されたプロセスを支持する。我々はまた、W T O協定に基づく透明性を向上させ、また、通報に係る要件を強化するための提案に関し現在行われている検討に対する我々の関与を強化する。

我々は、W T Oの審議・監視機能及び貿易上の懸念を法的手続によることなく解決するW T Oの能力を改善することを目的として、分野横断的かつ委員会ごとに共同提案を作成するため、全ての関心を有する加盟国と共に各国に開かれ

た協議を事務レベルで開始する。(注)

我々は、全ての加盟国に対し、2019年中に漁業補助金に関する包括的で実効的な合意を達成するために、来たる数箇月において交渉に建設的に関与することを要請する。我々はまた、交渉機能の更なる再活性化のため、全ての加盟国に対し、補助金その他の手段によって引き起こされた市場の歪曲を含む継続中で未解決の課題に対処するために取り組むことを要請する。

我々は、2019年5月に再び会合する際に、進捗状況について検討することを期待する。

注 当初は、原産地規則に関する委員会、衛生植物検疫措置に関する委員会、サービスの貿易に関する理事会及び貿易の技術的障害に関する委員会の4つのWTOの機関における活動に焦点を当てる。